

山梨学院短期大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(平成31年4月1日制定)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）に基づき、山梨学院短期大学（以下、「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止、及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「公的資金を用いた研究活動」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等のほか、本学から配分される個人配布予算、各種団体からの補助金及び助成金等の競争的資金等以外の資金等について予算の配分又は措置（以下、「研究費」という。）により行われる、全ての研究活動をいう。

2 この規程において「研究」とは、専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

3 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

4 この規程において「不正行為」とは、本学の全ての構成員（以下、「研究者等」という。）による次の各号に掲げる故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用などの行為、及びそれに助力することをいう。

(1) 発表された研究成果（以下、「論文等」という。）の中に示されたデータや調査結果のねつ造（ねつ造とは、研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが、資料・情報・データ等を取得できなかったにもかかわらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成することをいう。）、改ざん（改ざんとは、研究者等が行った調査や実験などを通じて得た資料・情報・データ等を、根拠なく修正又は削除することをいう。）、盗用（盗用とは、他者のアイディア、分析・解析方法、データを当該研究者の了解なく使用すること、あるいは他者の研究結果・論文又は用語を使用し先行性を主張すること、また適切な手続きと表示を行わずに引用することをいう。）、またその行為における証拠隠滅又は立証の妨害行為

(2) 論文等の発表において著作者が適正に公表されないオーサiershipや、本質的に同じ論文等を投稿する二重投稿等の虚偽申請

(3) 研究費を本来の用途以外の用途に使用したり、架空の取引又は虚偽の請求に基づき研究費を支出する不適切な使用、またその行為における証拠隠滅又は立証の妨害行為

(4) 法令、又は学校法人C2C Global Education Japan（以下、「本法人」という。）が定める諸規程等、あるいは研究費の使途についての定めがある場合、これらに違反した研究費の使用や研究の実施

(5) 前号までに掲げる以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

5 この規程において「本学の全ての構成員（研究者等）」とは、本学の管理下にある研究者をはじめ、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（教員以外の職員、本学以外に本務を有する者、研究支援者、本学の許可を得て本学施設を利用して研究する者、及び学生等を含む。）をいう。

6 この規程において「部局」とは、本法人が定める組織及び職制に関する規則（昭和49年3月21日制定）に掲げるもののうち、本学の研究活動に関わる部局をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、論文等の発表に至るまでの実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下、「研究データ等」という。）を、次の各号に定める期間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(1) 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等の資料（以下、「資料」という。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。また、電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存する。なお、その他紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年間の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することを可能とする。

(2) 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等（以下、「試料等」という。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。但し、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）については、この限りではない。

(3) 本項は最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本項に定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。

(4) 論文等の研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや、使用する予定のないデータ等については、研究者、研究責任者及び部局長等が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。

(5) 本項に定める保存期間の終了以前に、「資料」や「試料等」を合理的な理由なく故意に廃棄したときは、不正行為とみなすことがある。

(6) 研究責任者は、自らの研究グループに属する研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データ等の保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能とすること。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。なお、研究責任者の転出や退職に際しては、部局責任者は、これに準じた取扱いとすること。

第 2 章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第 4 条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第 5 条 各科の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する部局責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 学長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、教務部長を充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3 研究者倫理に関する教育は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に係る研修等を活用の上、定期的に実施するものとする。

(告発の受付窓口)

- 第 7 条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、法人本部総務部総務課に告発の受付窓口(以下、「告発窓口」という。)を置く。
- 2 告発窓口の責任者は、法人本部総務部所属長とする。
 - 3 研究活動上の研究費の管理・監査、及び不正行為の防止及び対応に資するため、本学に研究倫理委員会を置く。研究倫理委員会に関する規程(以下、「研究倫理委員会規程」という。)は、別に定める。

(告発の受付体制)

- 第 8 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
 - 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、学長と協議の上、これを受け付けることができる。
 - 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局責任者に、その内容を通知するものとする。
 - 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
 - 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(但し、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、学長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第 9 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長に報告するものとする。
 - 4 第 3 項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

(告発窓口の職員の義務)

- 第 10 条 告発の受付にあたっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

- 第 11 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この秘密保護義務は、転出や退職等により本学教職員でなくなった後も同様とする。
- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 学長は、告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。但し、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉、及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第12条 部局責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学及び本法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合には、教職員就業規則（昭和49年3月31日制定）（以下、「就業規則」という。）第47条及び教職員懲戒規程（平成10年1月19日制定）（以下、「懲戒規程」という。）に基づき、本法人理事長（以下、「理事長」という。）に対して、その者に対する処分を求めることができる。
- 4 理事長及び学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第13条 本学及び本法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則第47条及び懲戒規程に基づき、理事長に対して、その者に対する処分を求めることができる。
- 3 理事長及び学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

- 第15条 第8条に基づく告発があった場合又は本法人又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、学長は研究倫理委員会規程に基づき、研究倫理委員会の下に調査委員会を設置のうえ、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 研究倫理委員会の委員より、学長の委嘱に基づく委員長が指名した者 3名
 - (2) 学長の委嘱に基づく研究分野の知見を有する外部有識者 3名
 - (3) 学長の委嘱に基づく法律の知識を有する外部有識者 1名
- 5 予備調査を行う委員は、前項各号より1名の計3名の委員によって構成するものとし、学長が指名する。
- 6 予備調査を担う調査委員会の委員は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他の予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 7 予備調査を担う調査委員会の委員は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第16条 予備調査を担う調査委員会の委員は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第17条 予備調査を担う調査委員会の委員は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して1か月以内に、予備調査の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会への指示)

- 第18条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、研究倫理委員会の委員長を経由のうえ、速やかに調査委員会に対し本調査の着手を指示する。
- 2 本調査は、第15条に定める調査委員会において行う。

(本調査の通知)

- 第19条 学長は、調査委員会に対して本調査の指示を行ったときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員の構成に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を研究倫理委員会に附議のうえ審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して1か月以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、第3条第3項に掲げる研究データ等その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 調査委員会は、原則として予備調査のために調査委員会を設置した日を起算日として3か月以内に調査した内容をまとめ、不正行為の認否に係る所見を添えて研究倫理委員会に報告し、調査を終了するものとする。但し、やむを得ない事情がある場合は、調査終了期日を1か月を超えない範囲で延期することができる。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 学長は、調査委員会の本調査が調査過程であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置した資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、調査委員会からの本調査の中間報告について当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項に定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第26条 研究倫理委員会は、第20条に基づき本調査を開始した日から起算して原則として5か月以内に、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、5か月以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 研究倫理委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 研究倫理委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 研究倫理委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 研究倫理委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 研究倫理委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究データ等及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 学長は、速やかに、調査結果（研究倫理委員会による認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても通知する。

2 学長は、前項の通知に加え、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して2週間以内に、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。但し、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の定めに基づく不服申立てを行うことができる。

3 不服申立ての審査は、研究倫理委員会が行う。

4 学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、研究倫理委員会第6条の定めに基づき、委員の交代若しくは追加による研究倫理委員会の構成の変更、又は研究倫理委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。但し、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

5 研究倫理委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、係る不服申立てが当該事案の引き延ばし、あるいは認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと研究倫理委員会が判断した場合には、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 研究倫理委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。なお、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて、学長が再調査を実施する旨を決定をした場合には、研究倫理委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、研究倫理委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、研究倫理委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 研究倫理委員会は、調査委員会に再調査を命じた場合には、その開始の日から起算して原則2か月以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。但し2か月以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定を決定した場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、研究倫理委員会及び調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、学長は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、学長は、調査結果を公表しないことができる。但し、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合には、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項但し書きによる公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第32条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査に基づく李 賛英研究倫理委員会の審議結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第33条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第34条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して2週間以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長対しに行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第35条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際し研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処 分)

- 第36条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則第47条及び懲戒規程に基づき、理事長に対して、処分を求めることができる。

- 2 理事長は、学長の求めが妥当であると判断した場合には、法令、及び前項に示す関係規程等に従って、その者に対して処分を課すものとする。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第37条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
- 2 学長は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
 - 3 学長は、第1項及び第2項に基づいて講じた是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(雑 則)

- 第38条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、山梨学院短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程（平成21年7月21日制定）、山梨学院短期大学研究倫理規程（平成25年2月28日制定）等、関係諸規程等として別に定める。

(事 務)

- 第39条 この規程に関する事務は、短期大学事務局が取り扱う。
- 2 前項の規定に関わらず、第7条から第10条までにに関する事務は、法人本部総務部総務課が取り扱う。

(改 廃)

- 第40条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月26日から施行する。